



事務所だより12月号

西田成希税理士事務所

短日の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

11月17日から20日まで、スクーリングと試験で、ご迷惑をおかけしました。幸い大きな問題もなかったようで、電話もあまりかかってきませんでした。受験した資格の内容、気になりますよね。さすがによく聞かれるので、バラしてしまいます(>_<)。

日本森林技術協会が「林業技士」という資格を認定しており、いくつかの部門に分かれています。その中の「森林評価」の資格を受験してきました（国家資格ではありません）。何ができるのかというと、ズバリ『山の評価』です。それもスギやヒノキなど木材生産をしている山の評価です。税務で相続税の計算をするときに山（土地と立木）の評価を行います。それとは全く異なります。いわゆる市場価値を計算する資格です。「あまり仕事と関係ない」と先月号に書きましたが、どうでしょう？

レポート、試験は難しかったです。いかんせん山の現場を知りません。木を植えて、それをどんなふう管理して育てるか、どんなふう木を切るか。聞く人もおらず、全く分からないので、ネットの情報で何とかまとめた次第です。ですので、実際に評価できるかどうか、と言われると「???’です(^;)。

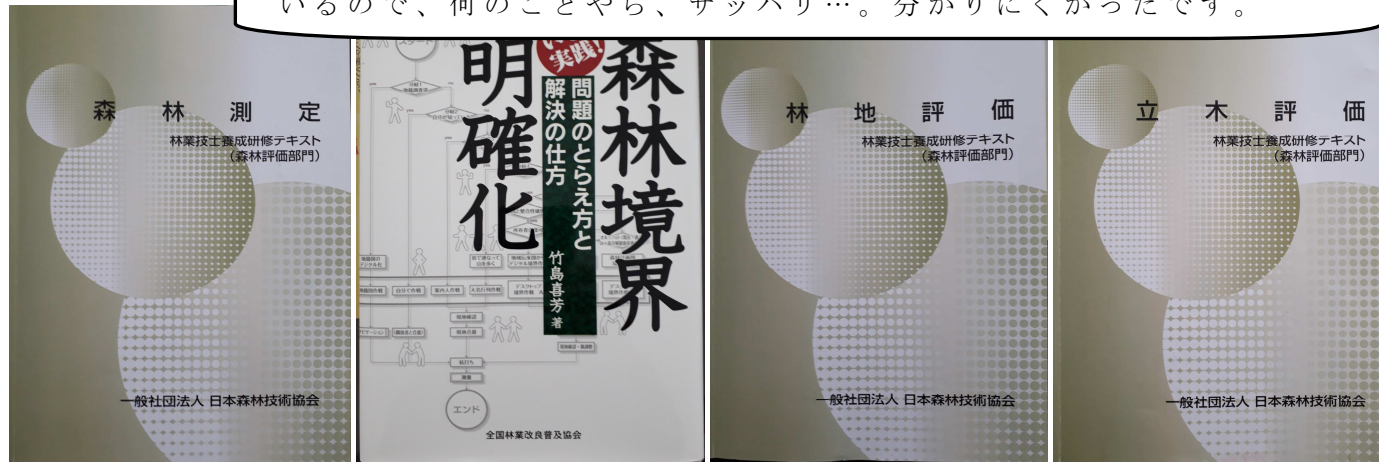
友人から教えてもらった資格なのですが、相続の現場などで、荒れ放題の山や、相続人の方が取扱いに困られている姿を見てきました。山のことを少しでも知りたい、役に立ちたい、という想いもあって、チャレンジしました。合否が分かるのは、2月の終わりです。期待せず待っておきます。

今年もあと1ヶ月です。今年、新型コロナに振り回されました。まだまだ、収まりそうにないです。来年は終息して欲しいですね。では、事務所だより12月号をお送りします。



何だか分かります？菊人形ならぬ菊タコです。

これがテキストです。林業のことを知っているという前提で書かれているので、何のことやら、サッパリ…。分かりにくかったです。



☆ お知らせ (2020年12月の税務)

| 期限 | 項目 |
|--------|---|
| 12月10日 | 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(当年6月～11月分)の納付 |
| 翌年1月4日 | 10月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税> |
| | 1月、4月、7月、10月決算法人の3月毎の期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税> |
| | 法人・個人事業者の1月毎の期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税> |
| | 4月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) |
| | 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月毎の中間申告 <消費税・地方消費税> |
| | 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月毎の中間申告(8月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税> |
| | 給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出(本年最後の給与の支払を受ける日の前日) |
| | 給与所得の年末調整(本年最後の給与の支払をするとき) |
| | 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付(12月中において市町村の条例で定める日) |

☆ カレンダー上の祝・休日と会社の休日は同じではない？

◆ 正月休みはカレンダー上の休日ではない？

関与先で働く外国人から「周囲の人たちの話を聞くと1/2-3は休業日らしいが、カレンダーではそんな記載はされていない。何を参照すれば休日がわかりますか？」という質問がありました。当たり前と思っていた正月休みも確かにカレンダー上は祝日ではありません。どんな背景でしょうか？

◆ 国民の祝日と行政機関・銀行の休日

国民の休日は「国民の祝日に関する法律」で定められていますが、1/2-3は祝日ではありません。一方、「行政機関の休日に関する法律」では12/29-1/3が行政機関の休日とされています。一般的には、銀行の休日(年末は12/31-1/3)に合わせて年末休みの開始日が変わってくるものと思われます。

つまり、行政機関や銀行が休みだし、年末年始休暇が慣習的にあるので、1/2-3 の正月休みが定着しているものと考えられます。

◆ 労働基準法で規定の労働時間、休憩、休日

労働者の労働時間や休日は労働基準法で定められています。

(1) 労働時間、休憩

労働時間は、原則として休憩時間を除き、1 週間について 40 時間・1 日 8 時間（法定労働時間）を超えてはいけません。労働時間が 6 時間超の場合は 45 分以上、8 時間超の場合は 1 時間以上の休憩を労働時間の途中に与えなければなりません。

(2) 休日

労働基準法では、休日に関し、「使用者は、少なくとも毎週 1 日の休日か、4 週間を通じて 4 日以上の日を与えなければならない」（法定休日）と規定されているだけで、いつを休みとするかは規定されていません。

ただし、一般的な労働時間制限では 1 週間に 1 度の休日では、週の労働時間が 40 時間を超えてしまうため、休日をもう 1 日設けなければいけないこととなります。もう 1 日は会社が自由に決められる所定休日（法定外休日）となります。会社の創立記念日や国民の祝日を休日と定めた場合も、それらは所定休日となります。

休日とは、日曜日や祝祭日である必要はなく、事業主と労働者の合意により任意に決定することができます。業種や労働環境で一律には決められません。

以上の背景から、「一般的に、週休 2 日で土日休みとし、年末年始・お盆休暇を設けている。よって、日本では 1/2-3 を休業日としている会社が多い」というのが冒頭の質問に対する回答となります。

☆ より拡充される iDeCo と iDeCo+

iDeCo（イデコ）と iDeCo+（イデコプラス）の制度がより拡充されています。

◆ iDeCo（イデコ）とは

iDeCo（イデコ・個人型確定拠出年金）は、確定拠出年金法に基づいて実施されている私的年金の制度で、加入は任意です。iDeCo は加入者が自分で申し込み、掛金を拠出し、自分で運用方法を選んで掛金を運用します。

iDeCo では、掛金を払い込むと所得控除の対象となり、運用期間中の運用益は非課税とされ、そして給付を受け取る際には退職金又は公的年金として扱われ、税制上の優遇措置が講じられています。

◆ iDeCo+（イデコプラス）とは

iDeCo+（イデコプラス・中小事業主掛金納付制度）とは、企業年金（企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金）を実施していない中小企業（従業員 300 人以下に限る）の事業主が、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができるよう、iDeCo に加入している従業員が拠出する加入者掛金に追加して、掛金を拠出できる制度です。

事業主が拠出した掛金は、全額が損金に算入され、こちらも税制上の優遇措置が講じられています。実際に導入するには労使で合意し、イデコの実施主体である国民年金基金連合会に届け出る必要があります。

◆ 改正点

(1) iDeCo の改正

これまで iDeCo では 60 歳未満の国民年金被保険者が加入可能でしたが、高齢期の就労が拡大していることを踏まえ、2022 年 5 月からは国民年金被保険者であれば加入可能となりました。これにより 60 歳以上の iDeCo については、国民年金の第 2 号被保険者又は国民年金の任意加入被保険者であれば加入可能となります。また、これまで海外居住者は iDeCo に加入できませんでしたが、国民年金に任意加入していれば iDeCo に加入できるようになります。

(2) iDeCo+ の改正

2020 年 10 月から、従業員要件が 100 人以下から 300 人以下に拡大されました。これにより加入可能者が一気に 4 割増え、2253 万人に増えるそうです。

☆ マイナンバーカードの普及にあの手この手

普及率が伸び悩むマイナンバーカードの普及を目指し、政府があの手この手の施策を打ち出しています。未取得者に対しては、今年中に申請書を発送するそうです。菅首相は「2022 年度中にほぼ全ての国民に行きわたるようにする」と述べますが、取得者に明確なメリットが見いだせない現状では、達成への道筋は甚だ不透明です。

菅義偉首相は政府のデジタル作業部会で、「2022 年度末にほぼ全ての国民にマイナンバーカードが行きわたるようにする」と発言しました。しかし現状をみるとカードの取得枚数は約 2500 万枚と 2 割にとどまり、制度開始から 5 年目を迎えようとする段階にしては、あまりに低調となっています。これまで公務員への取得勧奨などを行ってきましたが成果は乏しく、コロナ対策の特別定額給付金を先行して申請できるメリットをアピールしたものの爆発的な取得者増にはつながりませんでした。

手詰まり感が漂うなかで、政府の次なる一手は、未取得者への申請書の発送です。今年中に、申請サイトへのリンクを埋め込んだ QR コードを記載した申請書を約 8 千万人の未取得者に送付します。また利便性向上の一環として、カードのパスワードを忘れた時の再設定手続きや更新手続きなどの一部業務を郵便局に委託し、役所に行かなくても手続きができるようにする方針も示しました。しかし、カード取得自体に対するメリットを示さなければ、全国民への普及計画は絵に描いた餅と言わざるを得ない状況です。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488